## 別記様式第2号(第9条関係)

<b>川記様式第2号</b> (第9条	<b>美関係)</b>
その1	営業の方法
営業所の名称	
営業所の所在地	
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業
営 業 時 間	午前 午前   時 分から 時 分まで   午後 午後   ただし、 の日にあつては、午前   午前 午前   時 分から 時 分まで   午後 午後
	①する ②しない
18歳未満の者を従 業者として使用す ること	①の場合:その者の従事する業務の内容(具体的に)
18歳未満の者の立 入禁止の表示方法	
飲食物(酒類を除く。) の提供	①する ②しない
	①の場合:提供する飲食物の種類及び提供の方法
	①する ②しない
酒 類 の 提 供	①の場合:提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への 酒類の提供を防止する方法
	①する ②しない
当該営業所において他の営業を兼業すること	①の場合:当該兼業する営業の内容

その	) 2 (A) (法第 :	2条第1項第1	号から	ら第3号までの <sup>か</sup>	営業)			
料	金							
料:	金の表示方法							
役	客の接待をする 場合はその内容							
₹kr		常時当該営業所に 雇用されている者		名				
務				名				
提	客の接待をする 場合は接待を行 う者の区分		主 <sub>5</sub>	(ふりがな) 氏名又は名称				
供			る 派 遣	住 所	〒 (	)	局	
<b>の</b>			元	(ふりがね) 法人にあつて は、その代表 者の氏名				
能	客に遊興をさせ 態 る場合はその内 容及び時間帯							
		時間帯	午前午後	時 分7	午前 から 午後	時 分まで		
様	(法第2条第1	(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)						
	客室	和風のもの		室	その他のもの		室	

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)						
(まあじやん屋のみ記載すること)						
	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する					
遊技料金	全自動台につき	円				
	半自動台につき	円				
	その他の台につき	円				
遊 技 料 金 の 表 示 方 法						
(ぱちんこ屋及び令	- 第15条に規定する営業の <i>a</i>	み記載すること)				
	ぱちんこ遊技機	玉1個	円			
		玉1個	円			
	回胴式遊技機	メダル1枚	円			
ぱちんこ屋及び		玉1個	円			
令第8条に規定する 営業の遊技料金	アレンジボール遊技機	メダル1枚	円			
	じやん球遊技機	玉1個	円			
		メダル1枚	円			
	その他の遊技機	につき	円			
その他の営業の 遊 技 料 金	遊技の種類	につき	円			
遊技料金の表示方法						
賞品の						
提供方法						
担併力で登りのこと						
提供する賞品のうち   最も高価なもの		(	円)			

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)				
料 金				
料金の表示方法				
	①する ②しない			
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①の場合:18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法(法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法)			

## 備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物 (酒類を除く。)のうち主なものの種類及びその提供方法(調理の有無、給仕の方法等)を 記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類(ビール、ウイスキー、日本酒等)のうち主なものの種類、その提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2(A)は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類(談笑及びお酌、 踊り、歌唱、遊戯等の別)及びこれを行う方法(特定少数の客の近くにはべり談笑の相手と なる、客と一緒に歌う等)を記載すること。
- 7 その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類(ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等)、 これを行う方法(不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさ せる場合は、その利用方法。)を記載すること。
- 8 その2 (B) の「遊技料金の表示方法」欄には、その2 (B) の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。